

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 26 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 1 号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（6）の表1の項を次のように改める。

1	農地に関する証明書交付手数料	
	(1) 農業振興地域整備計画に係る 証明書	1通につき 600円
	(2) 農業経営基盤強化促進法等の 一部を改正する法律（令和4年法律 第56号）附則第5条第2項に規定 する農用地利用集積計画に係る証明 書	1通につき 600円
	(3) その他の証明書	1通につき 300円

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。